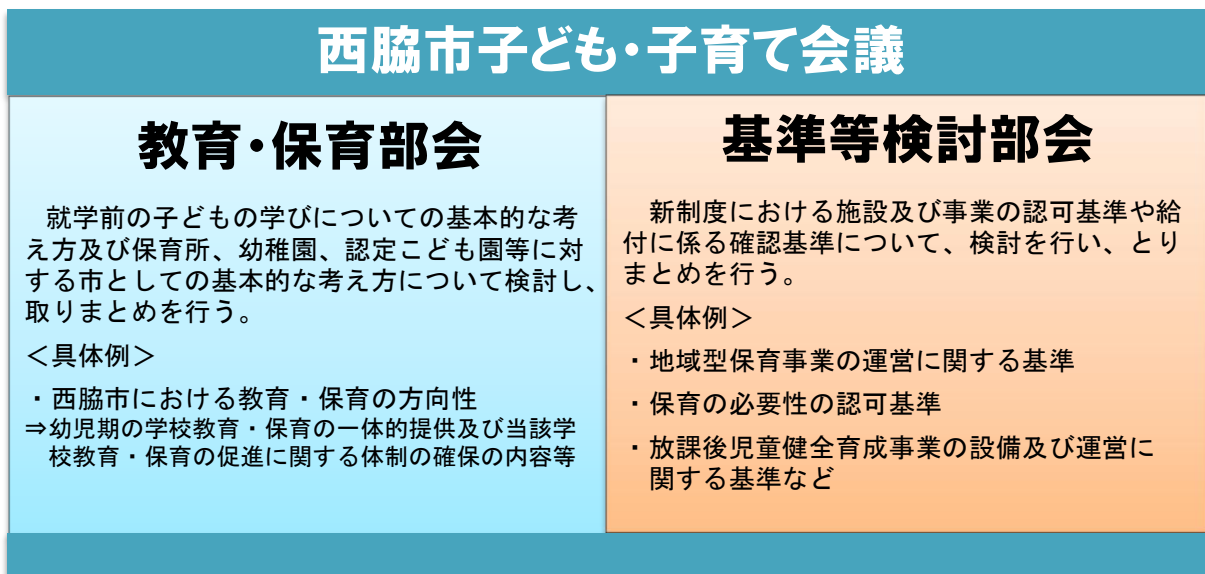


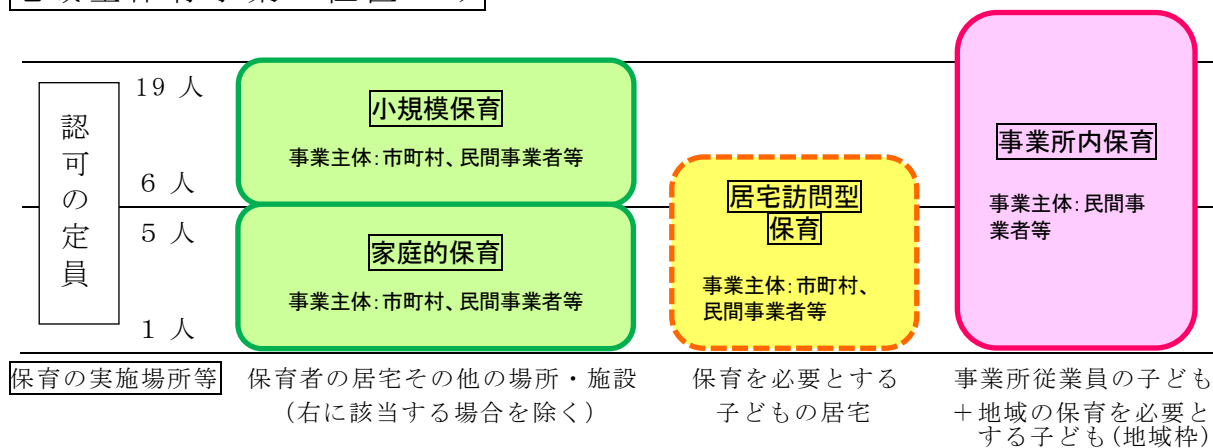
西脇市子ども・子育て会議の部会設置について

◆ 部会の設置について

西脇市子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、特定の分野を専門的且つ効率的に審議するために、西脇市子ども・子育て会議条例第6条1項に規定に基づき、次の部会を設置します。



地域型保育事業の位置づけ



	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	小規模保育事業
形態	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。いわゆる保育ママ。	住み慣れた居宅において1対1を基本とする決め細やかな保育を実施。いわゆるベビーシッター。	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施。	保育士又は家庭的保育者が比較的少人数を対象に保育を実施。基準が厳しい順にA型～C型の類型が設けられる予定。
規模	少人数(現行は家庭的保育者1人につき3人) ※補助者がいる場合は5人まで	1対1が基本	数人～数十人程度	定員6人～19人以下

